

## 平成 20 年（2008 年）第 3 回市議会定例会本会議（9 月 29 日）

### 建設常任委員長報告（請願）

ただいま議題となりました、平成 20 年請願第 3 号 浦郷町 1 丁目地内宅地造成地の原状回復等について、建設常任委員会における審査の経過と結果を報告します。

本請願は、平成 20 年 9 月 12 日、浦郷 1 丁目宅造開発に反対する住民有志代表 八鍬 哲さん ほか 295 名から提出されたものがあります。

委員会は、9 月 19 日の会議において関係理事者から所見を聴取して質疑を行いました。

主な質疑を申し上げますと、全体計画の提示及びさらなる行政指導の必要性、関連する条例改正時期のめどについてであります。

次いで、討論において、吉田雄人委員から「本請願の願意 4 項目のうち、1 番目の都市計画法第 81 条の原状回復命令を出すことについては、宅地造成等規正法の手続きの中で、工事停止命令や現状復帰についての是正命令などを行ってきた過程を考えると、不採択とすることもやむを得ないが、2 番目の全体計画を明らかにさせること、そして 4 番目の法を厳格適応し今後の宅造を抑止すること、また、人口減少時代に整合する条例改正を行うこと、については、議論を待たないところである。また、請願項目の 3 番目については、違法行為を追認してしまうような行政のあり方というのは、決して望ましいものではないとの思いから、違法行為の追認となるような

形での許可は、出さないよう要望し、請願項目の 2 番及び 4 番を一部採択することに賛成する。」旨の意見があり、

採決の結果、平成 20 年請願第 3 号は、請願項目 2 の、「速やかに全体計画を明らかにさせること」及び請願項目 4 の、「進入路の 4 メートル道路の両側は宅地であり拡幅不可能であるので、法を厳格適用し今後の宅造を抑止すること。また、人口減少時代に整合する条例改正を行うこと。」の部分を妥当と認め、全会一致で一部採択すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。